

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長 様
議 会 ・ 各 委 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

令和 9 年度予算の編成に当たっての基本的な考え方について（通知）

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2026」の枠組みの下、経済・財政一体改革を着実に推進することとしています。

本県における令和 9 年度予算の編成に当たっては、こうした国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、確実に予算へと反映していく必要があります。

県勢浮揚に向けては、県政における最重要かつ喫緊の課題となっている人口減少問題について、若年人口の増加による持続可能な人口構造への転換に向けてもう一段踏み込んだ取り組みを進めるとともに、当面、県の総人口の減少が続くこと自体は避けられない状況にうまく適応した、効率的で持続可能な社会への転換を図らなければなりません。

特に、若者を中心とした県民の所得向上と県内における魅力ある仕事の創出のために、高付加価値型経済への転換を推進するとともに、「共働き・共育て」の推進など、多様な人材が活躍できる環境の実現に向けた取り組みについても、引き続き進めていく必要があります。

あわせて、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策については、新たな県版被害想定を踏まえた対策を実施していくとともに、国の国土強靱化実施中期計画等に基づく有利な財源を最大限活用し、インフラ整備を加速していかねなければなりません。

一方、本県の財政状況は国の動向に左右されることから、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するとともに、行政事務の効率化を一層推進し、施策の有効性や効率性をさらに高めることで、県勢浮揚と県財政の持続可能性との両立を図っていかねなければなりません。

現時点での試算においては、中期的な財政運営に一定の目処が立っているところではありますが、昨今の金利上昇に留意しつつ、交付税措置率の高い県債をはじめとする有利な財源の活用等により、財政負担を軽減していく必要があります。

職員一人ひとりがこうした状況を十分に認識したうえで、目指すべき 3 つの高知県像の実現に向け、新たな時代の潮流を先取りして絶えず施策の進化を図るとともに、事業の大胆な見直し等にも取り組み、下記の基本的な考え方を踏まえて適切に予算に反映してください。

記

1 県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立

- (1) 令和9年度予算編成においては、人口減少対策にあらゆる政策手段を動員して取り組むとともに、高付加価値型経済への転換を推進する観点から、施策の見直しや強化を図る必要があります。

このため、裁量的経常経費へのマイナスシーリングにより「元気な未来創造枠」を引き続き設定することで、スクラップアンドビルドの徹底及び強化が必要な施策等に重点的な配分を実施することとしますので、事業の実効性や費用対効果、優先順位を検証し、事業の必要性について県民の皆様に十分説明できるように努めてください。

こうした仕組みも活用しながら、職員の創造性の発揮と業務の質の向上に加え、限られた職員数で最大限の力を発揮できるよう業務の改善・見直しを進めるとともに、前例にとられることなく、義務経費も含めた既存事業を積極的に見直し、事業の組み替えや、より効果的な事業へのバージョンアップを図ってください。その際、これまでにない「全国初」や「日本一」の取り組み、さらなる官民連携への挑戦も含めて検討してください。

また、事業の見直しに当たっては、単なる一律の削減でなく、事業間のメリハリにも十分に留意し、目標の達成状況を踏まえた見直しを行ったうえで、具体的な成果を追求し、実効性のある事業の構築に努めてください。

- (2) 県民サービスの向上やデジタル技術の活用による課題解決と産業振興、行政事務の抜本的な効率化を図るため、デジタル化の推進に全庁的に取り組んでいるところです。引き続き、これらをさらに強化するとともに、あらゆる分野でのデジタル技術の活用を前提に、事業の内容を積極的に見直すこととしてください。

- (3) 裁量的経費については、重点化と効率化に努めながら、予算見積限度額の範囲内で計上してください。その際、行政事務の効率化を推進することで、事務的経費について削減を徹底してください。

さらに、事業の適正化の観点から、予算執行や決算の状況や令和8年度の事務事業見直し、サマーレビューの結果、監査結果などを確実に予算見積りに反映させてください。あわせて、事業の執行を常に見据えて、事前にニーズの把握に努めるとともに、市町村及び関係団体等との調整を確実に行ってください。

- (4) 投資的経費については、国の予算編成の動向も踏まえ、適正な事業量を検討する必要があります。このため、国の動向等が判明した時点であらためて指示することとしますので、各部局においては、あらかじめ事業の優先順位付けをするなど、速やかに対応できるようにしてください。

なお、大規模事業については、政策的意義を踏まえ、その規模やスケジュールについて精査したうえで、適切な進捗管理や財政負担の平準化を徹底するとともに、県有施設の更新等に当たっては、集約化や複合化、長寿命化等

を推進してください。あわせて、各施設において、脱炭素化の取り組みを進めるなど、維持管理経費の縮減を図ってください。

また、災害発生時には、速やかに対策を講じておかなければそのダメージが蓄積し、後にさらに大きな被害を招く危険をはらんでいることから、インフラ整備などを計画的に進めるとともに、被害をその都度取り除くための維持補修などに取り組んでください。

その際には、公債費の適切な水準の確保のため、交付税措置率の高い県債の優先活用を積極的に検討してください。

- (5) 中小企業・小規模企業は経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしていますが、近年の物価高騰や賃金上昇に対応する必要があることから、中小企業・小規模企業振興指針の方向性である中小企業等の事業の「継続」「成長」の視点を念頭に置き、価格転嫁への支援や生産性向上への支援の充実・強化に取り組んでください。

- (6) 歳入確保については、国費の積極的な活用、県税や使用料・手数料などの収入未済額の縮減、貸付金等の債権管理の徹底、あるいは遊休財産の処分計画に沿った売却の促進等のもとより、県有施設への企業広告の導入やクラウドファンディング、企業版ふるさと納税の活用、ネーミングライツの導入などの財源確保に努めてください。

- (7) 公的サービスの分野は、民間の力を活用できる開かれたものであり、今後県民の皆様との協働を進めていく必要があります。そのため、引き続き行政組織の効率化に努めるとともに、外部委託についても積極的に推進してください。また、一定規模以上の公共施設の整備等へのPFI手法や長期継続契約の導入を検討してください。

なお、指定管理等の委託を行う場合については、委託業務の効率化を図りつつ、物価高騰等の影響を踏まえ、適切な価格転嫁を行ってください。

- (8) 指定管理等の委託にとどまらず、県発注の各種業務については、昨今の物価高騰や賃上げの影響を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた取り組みを行ってください。

- (9) 特別会計の予算に関しても、事業の効率化や経費の徹底した見直しに併せて、一般会計からの繰入を抑制するなど、一般会計の負担の軽減に努めてください。

2 PDCAサイクルによる継続的な業務改善

施策を一層充実・加速させるもの、より良い方向へと軌道修正するもの、大胆に見直しを図るものなどPDCAサイクルによる見直しを行うとともに、議会での議論や、各種外部委員などの意見も踏まえ、検証に基づく施策のブラッシュアップに取り組み、その結果を予算に反映してください。その際、可能な限り客観的なデータなどを盛り込み、予算の必要性や事業効果が定量的に分かるようにするなど、証拠に基づく政策形成（EBPM※）に努めてください。

※エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング

3 予算見積限度額について

予算の見積りに当たっては、予算見積限度額の範囲内で計上することを徹底してください。

なお、大規模事業や南海トラフ地震対策を推進するため重点的に実施する投資的経費（新規事業あるいは継続事業の拡充分等）、年度間の経費に大きな差がある事業のうち真にやむを得ないと認められるものについては、予算見積限度額を超えて見積もることができるものとし、当初予算編成の過程で事情を考慮したうえで、別途調整することとします。

令和9年度は、物価高騰や人件費上昇の影響だけでなく、新県民体育館の整備などの大規模事業を予定しており、昨年度比で大幅な予算の増加が想定されます。

一方で、当初予算フレーム（見積ベース）上、財源不足額は前年度と同等水準で総額を設定していることから、各部局においては、安定的な財政運営のために、有効な財源の活用はもとより、事業の効率化や平準化を図るよう特に留意してください。

なお、限り経費等加算経費については、事前協議していることから、国の制度変更など真にやむを得ないと認められる事情があるものなどを除いて、原則として新たな事業の要求は受け付けないこととします。

4 その他

- (1) 補正予算依存からの脱却をはじめとする国の方針や、地方財政計画などの動向を見極めつつ、各分野における国の予算措置の状況について情報収集に努め、年間総合予算として見積もりを行ってください。
- (2) 市町村や民間事業者等への補助事業については、国の補助金や有利な地方債、民間資金等のさらなる活用を図ってください。